



# GMAC 通信

2020年6月24日号

URL <http://www.g-mac.co.jp/>

発行：(株)ジーマック松木事務所 松木 昭和

税理士・行政書士・特定社会保険労務士・宅建士  
ヘッドオフィス  
中央区銀座6丁目7-18 デイム銀座7F  
会計センター  
杉並区天沼3丁目2-6 トヨタ駅前ビル4F  
木更津事務所  
千葉県木更津市文京3丁目1-50 夢遇館本館3F

総合受付TEL 03-3398-6363

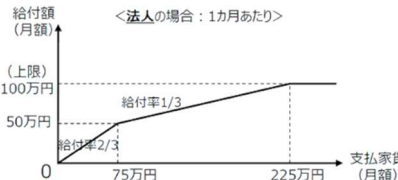


## 第2次補正予算案通過で新たな支援策

### 《家賃支援給付金》 テナント事業者向け

給付の詳細については  
6月下旬に  
発表される予定です

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給する制度が、令和2年度第2次補正予算に盛り込まれました。

給付対象者	中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者 ①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少	
給付額	給付額は申請時の直近の支払家賃(月額)に係る給付額(月額)の6倍(6カ月分)を支給	
給付率	給付率は2/3、給付上限額(月額)は法人50万円、個人事業主25万円とし、6か月分を給付。複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払額が高い場合は、上限を超える場合の例外措置を設ける。	

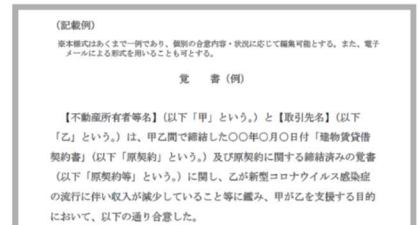
上記は借主の支援策ですが、貸主(オーナー様)の税務上の取扱いにも新型コロナウイルスによる特別な対応があります。

### 《賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合》

賃貸借契約を締結している借主に対して賃料の減額をしたことに合理的な理由がなければ、減額前の賃料の額と減額後の賃料の額との差額については、原則として相手方に対して寄附金と取扱われます。

**下記の条件を満たすものであれば、減額した分の差額について、寄附金として取扱われることはありません。**

- 借主が新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること
- 賃料の減額が、借主の復旧支援を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること(要 覚書作成)
- 賃料の減額が、借主において被害が生じた後、相当の期間内に行われたものであること



### 新型コロナによる売上減少 固定資産税・都市計画税の減免

中小事業者の税負担を軽減するため、中小事業者の保有するすべての設備や建物等の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする。

(2020年度分は要件に該当した場合、1年間納税猶予)

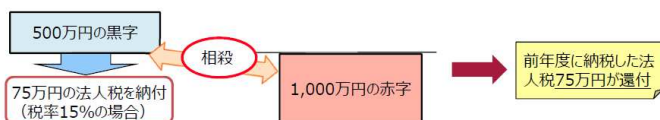
2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

### 欠損金の繰戻還付の拡充

前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

<欠損金の繰戻しによる還付のイメージ>

【2018年度】(2019年度) 【2019年度】(2020年度)



### 特別定額給付金(10万円)の申請で要チェック!

国民1人当たり一律に10万円が支給されますが、もう申請をされましたか? 申請用紙にチェック欄がありましたが、ここにチェックをしてしまうと「給付金を希望されない」ということになります。申請をされて時間が経っても振込まれない場合はチェックをしてしまったかも!? 修正は可能ですので、各市町村へ問合せしてみてください。

### 雇用調整助成金制度 拡充されました!

- \* 助成額の上限額引上げ  
1人当り日額8,330円⇒15,000円に引上げ
- \* 中小企業の助成率の拡充  
原則9/10⇒一律10/10に拡充
- \* 緊急対応期間の延長  
令和2年6月30日⇒9月30日まで延長
- \* 申請手続きの簡素化  
(概ね従業員20人以下の小規模事業主 対象)